

日本語教育に関する状況

在留外国人者数	2,887,116人 (R2末)	→2,760,635人 (R3末)	→3,410,992人 (R5末)
外国人労働者数	1,724,328人 (R2.10)	→1,822,725人 (R4.10)	→2,048,675人 (R5.10)
日本語学習者数	160,921人 (R2.11)	→123,408人 (R3.11)	→219,808人 (R4.11)
海外日本語学習者数	-	→3,794,714 (R3) ※H30は3,851,774人、次回はR6調査予定	
空白地域数	-	→877市町村 (R3.11)	→836市町村 (R4.11)
日本語教育実施機関・施設等数	2,516 (R2.11)	→2,541 (R3.11)	→2,764 (R4.11)
日本語教師数	41,755人 (R2.11)	→39,241人 (R3.11)	→44,030人 (R4.11)

地方公共団体における基本方針の策定状況（県市数、R5.3）：

策定済	R4年度内の策定に向けて準備中	R5以降の策定に向けて準備中	時期未定だが、策定に向けて検討中	未定	策定予定なし
24	5	12	10	8	7

基本方針等に基づく施策の推進状況（主な施策の例）

国内における日本語教育の機会の拡充

＜外国人等である幼児、児童、生徒等に対する日本語教育＞

○外国人の子供の就学促進等について地方公共団体が講ずべき事項をとりまとめた「外国人の子供の就学促進及び就学状況の把握等に関する指針」を策定

○日本語指導が必要な児童生徒を対象とした「特別の教育課程」の編成・実施を促進（高等学校段階はR5より開始）

＜外国人留学生等に対する日本語教育＞

○教育未来創造会議報告を踏まえ、コロナ禍で激減した外国人留学生の留学を少なくともR9までに30万人超、R14までに40万人に増加させることを目標に

○ビジネス日本語能力や中長期インターンシップ等を一体として学ぶ環境を創設する取組を支援する「留学生就職促進プログラム」等を実施

○「留学生の在籍管理の徹底に関する新たな対応方針」（R元.6）に基づき、引き続き在籍管理の適正化を図る

## 国内における日本語教育の機会の拡充（続き）

### <外国人等である被用者等に対する日本語教育>

○令和5年11月30日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議」報告書がとりまとめられるとともに、令和6年2月9日に「技能実習制度及び特定技能制度の在り方に関する有識者会議最終報告書を踏まえた政府の対応について」が外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議において決定され、同年3月15日に、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律案」を閣議決定。

※改正法が成立した場合の新たな制度においては、外国人に対し、一定の試験の合格等を就労開始や特定技能1号、2号への移行の要件とすること等としており、今後、国会における議論の状況や政府方針の内容等を踏まえ、関係省庁とも協議しつつ、制度の具体化に向けて取り組む。

### <難民に対する日本語教育>

○難民条約の定義に基づき難民と認定すべき者を適切に認定。令和5年12月からは補完的保護対象者認定制度が開始され、保護すべき方々を一層確実、迅速かつ安定的に保護。

また、日本政府はUNHCRと協力して第三国定住による難民の受入れに取り組んでいる。

これらの者に対して、日本語教育支援を実施。

※ロシアがウクライナに侵攻したことに伴いR4.2以降に受け入れてきたウクライナ避難民に対する支援は、順次補完的保護対象者への支援に移行

### <地域における日本語教育>

○空白地の解消に向け、日本語教室の立ち上げや、遠隔による日本語教育の機会提供を中心とした支援を実施

## 海外における日本語教育の充実

○日本語専門家の海外派遣、海外の日本語教師等や外交官・公務員を対象とした研修、EPAに基づく看護師・介護福祉士候補者への訪日前日本語予備教育、JF（国際交流基金）スタンダードに基づく教材開発、海外に移住した邦人の子孫、外国人と日本人を両親に持つ子に対する日本語教育環境整備等、海外における日本語教育の充実化を推進

○特定技能制度等による外国人材の円滑な受入れに向けた日本語試験（JFT-Basic）の実施の他、就労・生活のための日本語教材開発、提供や外国人材向け日本語教師研修等を実施。

## 日本語教育機関認定法の施行に向けた状況

○一定の質が担保された日本語教育課程を実施するための認定基準を満たした日本語教育機関について、文部科学大臣の認定を行うための手続きを整備

○質が担保された認定機関の情報を関係者に広く届けるため、文部科学省が多言語で情報公表（R6から多言語情報サイトである「日本語教育機関認定法ポータル」を公開）するとともに、認定校のみが使用できる表示（マーク）を策定

○問題がある認定校については、報告徴収を行い、是正勧告・命令に従わない場合は認定の取消しが出来るような仕組みを整備

○認定日本語教育機関の教員の資格の創設に向け、試験業務や研修業務が適切に行われるよう、試行試験を実施したほか（R5.12）、現職日本語教師の研修プログラムの普及、日本語教師養成・研修推進拠点の整備、日本語教師の学び直し・復帰促進アップデート、経過措置に係る経験者講習等を推進

○認定日本語教育機関の周知を図るため、関係省庁において以下の取組を推進

- ・生活指導等における多言語音声翻訳技術の補助的な活用について、認定日本語教育機関に周知することを検討（文部科学省・総務省）
- ・認定日本語教育機関の運用開始にあわせて、「技能実習制度運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討（法務省・厚生労働省）
- ・認定日本語教育機関の運用開始にあわせて、「1号特定技能外国人支援に関する運用要領」に認定日本語教育機関等の活用について記載することを検討（法務省）
- ・外国人就労・定着支援事業の仕様として、主任講師について「可能な限り登録日本語教員資格取得者とするよう努めること」と規定したほか、今後も登録日本語教員の養成の動向等を踏まえて更なる活用を検討（厚生労働省）
- ・日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律の公布を受け、高度外国人材活躍推進ポータルに企業向けの日本語教育の情報を新たに掲載（経済産業省）

## その他の事項

### <新型コロナウイルスへの対応>

○入国制限等の影響により、我が国に入国できない外国人留学生が増加したことから、ウィズコロナ対応として、オンラインを活用した日本語教育の実践・実証を推進

### <日本語教育の参照枠の公表>

○日本語の習得段階に応じて求められる日本語教育の内容・方法を明らかにし、外国人等が適切な日本語教育を継続的に受けられるようにするため、日本語教育に関わる全ての者が参照できる日本語学習、教授、評価のための枠組みとして、「日本語教育の参照枠（報告）」を公表（R3.10）

○「参照枠」に示された日本語教育の内容（言語能力記述文：Candoという。）や、レベル尺度（A1～C2の6段階）等に対応した教育モデルの提供に資するため、生活・留学・就労等の各分野のモデルとなるカリキュラム及び教材・評価手法等の開発・普及等を推進

### <地方自治体における基本方針>

○「令和4年の地方からの提案等に関する対応方針」（令和4年12月20日閣議決定）や「地域における日本語教育の在り方について（報告）」（R4.11文化審議会国語分科会）を踏まえ、各地方公共団体の基本的な方針の策定事例や各地方公共団体の実情に応じた対応や国、都道府県、市区町村の役割等を紹介する事務連絡を発出（R5.3）